

# 国立大学法人等の長期借入金の借入れ等に係る検討委員会設置要項

令和4年4月8日  
高等教育局長決定  
一部改正  
令和5年3月28日

## 1. 趣旨

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、国立大学法人法第33条第1項の規定により、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れ又は債券の発行（以下「長期借入等」という。）をすることができるものとされている。本規定を受け、国立大学法人法施行令（以下「令」という。）第8条において長期借入等の対象とすることができる土地の取得等について、一定の収入が得られる蓋然性が高い事業に要するものに限定し、当該収入を償還の財源とすることを基本としてきた。

令和2年6月、同令の改正により、国立大学及び大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等について、当該土地等を用いて行われる業務に係る収入のほか、当該国立大学等を設置する国立大学法人等の業務上の余裕金を財源として償還が見込まれる場合には、当該土地の取得等に必要な長期借入等を行うこととなった。

本検討委員会は、文部科学大臣が同令第8条第4号に規定する事業の認可を円滑に進めるに当たり、有識者の協力を得て検討を行うために開催するものである。

## 2. 検討事項

- (1) 令第8条第4号に規定する事業に係る長期借入等に関し、文部科学大臣の申請の認可に関すること
- (2) その他必要な事項

## 3. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員3人以上をもって組織する。
- (2) 委員の任期は、原則2年とする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任されることがある。
- (3) 必要に応じて委員の追加を行い、又は委員以外の者を本検討委員会に参画させることができる。

## 4. 実施方法

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 本検討委員会は、長期借入等に関する個別の認可案件について検討するものであり、会議の議事を公開した場合、構成員の自由な意見交換が制約され、円滑な運営が妨げられるおそれがあり、審議を公正、円滑に実施する上で支障が生じると考えられることなどから、原則として非公開で行うものとする。

## 5. その他

本検討委員会に関する庶務は、高等教育局国立大学法人支援課において処理する。